

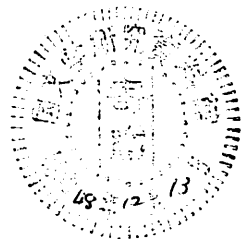
文部省史料館報

第 7 号
昭和 43 年 8 月

目 次

一つの提案	大久保利謙	2
維新余聞	鈴木 寿	3
古銭と寛永銭との切替について	榎本 宗次	4
農村史料よりみた代官江川氏	大野 瑞男	5
「トタン」考	藤村潤一郎	6
<hr/>		
整理と保存		
加嶋屋長田家文書の整理を終えて	鶴岡実枝子	8
民俗資料の保存管理 (六)		
——測定について——	中村俊亀智	9
<hr/>		
民具の形態学・あみかご	中村俊亀智	10
検見役人の収賄	浅井 潤子	12
<hr/>		
所蔵史料		
所蔵史料の現況 (四)		14
新収史料紹介		15
<hr/>		
「史料館の内部組織等に 関する規程」の制定について		
展示会・講習会開催案内		15
彙 報		15

表紙題字・小和田武紀



一つの提案

大久保利謙

懸案であった総理府の国立公文書館建設問題も、ようやく昨年度に本決りとなった。この問題は、日本歴史学協会が去



る昭和三十三年に日本学術会議に、「日

の充実のため」という課題を中心として国立文書館設立の要望書を出して以来、十年を経過して漸やく、実現の端緒をみるに至ったわけである。

この小文を書くのは、直接この問題をあげつらうためではない。周知のように、明治初年以降、東京の諸官庁の公文書は、古く明治六年の皇城・太政官の炎上、下って大正大震災、先般の戦災等によって大量の焼失、散逸をみている。これを考えると、今後は知らず、大正以前の政府文書の現存状況は、まったく穴だらけであるとみて宜しい。せつかく立

派な公文書館が出来ても、明治大正の公文書が案外貧弱なものとなることと臆測される。まことに気のつきまことで、このような致命的損失は、日本の近・現代史の研究者が、これからますます直面する断崖となるであろう。

勿論、一旦失われたものは絶対に帰るものではない。しかし、これはまた、努力しだいで或る程度は回復できるのではなからうか。

たとえば、内務省文書は大正大震災で一度び全焼した。しかし現在総理府にある太政類典・公文類聚等にかなり収録してあるし、また各府県庁の文書を克明に調査すれば、本省からの省令、指令その他があるわけである。また郡・町・村文書を探索すれば末端に対する行政史料をかなり摘出することが出来るであろう。

一方に、内務省の行政機構の歴史的・体系的の研究を行って、内務行政の骨格を歴史的に跡づけ、これを右

の残存文書で肉づけをして行けば、零細な断片的文書が組織化されて、内務省史料としての活動をはじめるのであろう。

これは全く私の机上の空想にすぎないから、果して学問的に可能であるかどうかは分らない。私の白昼夢かもしれないが、かく提案するのは、往年、私が『東京帝国大学五十年史』の編纂に当った際に、東大の文書をみたとときの経験からきているのである。現在も残っているが、東大には「文部省往復」という、明治四年文部省設立以来の、文部省との往復文書がかなりある。このうちには、直接東大関係以外の文部省からの一般的通達、指令などが沢山綴つてある。これらは、文部本省ではすでに失われたものである。同様のものは各府県、また各校にも残っている筈である。これらを丹念に集めれば文部省文書は或る程度再構成できよう。これは大蔵省その他の省庁の場合においても大なり小なりいえることではなからうか。このほか現在国立国会図書館憲政資料室にある関係大臣その他の文書にも、各省庁関係の重要文書が相当残っている。これらの文書は現在公開されて、多くの研究者に提供しているのである

が、さらにこれらの分散文書を大規模に綜合して、失われた政府文書を幾分でも回復すべきであるというのが私の机上プランである。

これにはカード操作で、各省文書を体系的・有機的に再構成することであるが、これはいいやすくして困難であるし、研究者個人だけで出来ることではないから、どうしても年月と潤沢な人的、財的の資源を要することである。そうなると政府で調査機関を設けてもらうよりほかないことになる。近代史料は官庁文書だけではないが、何ととってもそれが骨格であることは否定しがたいであろう。してみると、諸外国と比べて穴だらけの近現代の官庁文書を、何とか幾分でも回復する試みが、この際なされなければならぬ。「明治百年」の行事に、そういった基礎的な事業を長期計画ではじめてもらいたいのである。

国立公文書館の実現を喜ぶとともに、そういった基礎作業によって、失われた史料復元の努力を政府当局に望む次第である。

(筆者Ⅱ写真Ⅱは立教大講師、
当館評議員)

維新余聞

鈴木 寿

もう大分古い話になるが、「福翁自伝」を繕いでいて、たまたま次の一節に出あった。

「中島三郎助は旧浦賀の与力、箱館の戦争に父子共に討死した立派な武士で、其碑は今浦賀の公園に立てある。」

函館五稜郭の戦で討死した中島父子の死を惜んだ一節である。福沢諭吉と中島との出会いは、偶然の機会かららしい。「福翁自伝」によると、

渡米中不都合の廉ありとの事で、慶応三年、外国奉行の下命で自宅謹慎中の諭吉は、ある日中島三郎助なる人物の訪問をうけたという。緊迫政情下、福沢の出馬を求めにきた中島は、事の次第を聞かや、「宜しい、拙者がすぐに出して遣る」といつて、老中稲葉美濃守に掛合い、謹慎を解いてくれたという。浦賀奉行所の一与力の身で、老中に直談幹旋をしているのは、世局政情もさることながら、相当の人物とみられよう。

ところで、この中島三郎助を五稜郭の戦で討取ったのは、信州伊那出

身の樽沢信之輔という親兵隊の人物である。その長女にあたる年寄から、信之輔の功名話をよく聞かされていたので、「福翁自伝」の右の一節は、特に私の関心を惹いたのであった。「軍書に哀し」といった感懐である。以下、史料紹介のかたちになるが、維新争乱の一齣として、豪農出身の樽沢氏の履歴と、与力出身の中島氏について、少しふれてみることにする。

樽沢家文書などによると、樽沢信之輔は天保五年、旗本近藤利三郎(五千石)知行所、信濃国伊那郡大草村の農家(持高五十五石余)の長男に生れた。人となり剛壮果毅慷慨、勤王の志厚く、幼にして小業を肩とせず、剣技を木曾の人遠藤五平太の門に学び、年十五にして、社寺参詣を窮機に諸国を遍歴、東奥羽西薩隅を窮め、三年を経て帰郷した。ついで、領主旗本近藤氏に家臣に登用され江戸に勤仕、その間、剣技を武藤虎之輔(堤宝山流)に、算術を宮城外記(藤原清行伝法)に学ぶ。偶々眼を患

い慶応三年八月辞任帰養した。(眼病は表面的理由か)。同年十月眼療治に京師に赴き、留まって帰らず、都下の子弟に算術指南、医卜の業を以て活計とした。風体は、全軀強力、身丈五尺八寸、骨太色黒、惣髪鬚長、大丈夫の形。幾何もなく戊辰の変に際会、伏見御親兵の募に応じ(赤塚出雲守吹拳)、第一番大隊第六番銃隊司令などを歴任、明治二年四月車駕に東京に扈從した。時に東陞の賊徒勢なお猖獗、ために第二番大隊総嚮導として出陣下命。よって、国元へ暇乞書状、辞世歌を贈り、刀は五郎貞宗丈二尺六寸余、差添は関兼定を帯び、胴卵へ大日本国細図を入持参、五月六日蒸汽船にて発進。その

年二月戦功により高四十石を三年間下賜された。

函館に着くや、偶々函館在龜田村元津軽陣屋(千代ヶ岡)に賊徒屯集の報を得、同月十六日第二^時御親兵一小隊・備藩小隊の先鋒として進軍、賊營に迫り、砲戦数刻、官軍隊長来島頼三砲弾に癒つくとも尚陣頭にあり、この時硝烟の裏より総嚮導樽沢信之輔ら奮進賊營に突入、信之輔挺身賊長中島三郎助に当り、七離七合流血淋漓、遂にこれを斃し、又進んで賊四人を斬る。身十余痾を蒙り終に死す、年三十六。後、鬚髮・佩刀地図が遺妻子(一男一女)に届き、三

『復古記』(太政官編)所載の戦闘部分記事は、右の記述と類似しているが、当時「蝦夷政府」のなかで「津軽陣屋総督」(函館奉行)の要職にあった中島については、次の記事がみえる。即ち、「麦叢録(旧藩臣小)云……中島三郎介、性剛直ニシテ頑固タル老人(五十八才)ナル故ニ死ヲ以テ守リシニヨリ、今敵兵ノ襲撃スルヲ見ルト雖更ニ動ゼズ、盛ニ発砲敵中ニ霰彈ヲ討込多ク瘡スト雖……血戦数刻、三郎介遂ニ丸ニ中リ斃ル、於是、其二子恒太郎・房次郎二名モ敵中ニ入テ戦死ス」。

片山榮天編「五稜郭小史」によれば、千代ヶ岡牙宮の守将中島三郎助は決戦の前夜、二子と永別の盃をくみ交わし、「あらし吹く夕べの花ぞ惜しまる、あした待つべき身にしあらねど」と詠じ、また戦後遺骸を検したところ甲の裡に、「ほととぎす我も血を吐く思ひかな」の一句があったという。中島が木雞と号し、浦賀俳壇に名を残していることは史書にもみえ、浦賀公園には招魂碑が今も建っている。

(第一史料室長)

古銭と寛永銭との切替について

榎本宗次

幕府の貨幣統一策は、慶長六年の金銀貨幣の発行によって、着手されたが、それは直ちに急速に各領国に流通したわけではない。約一世紀の間、多くの領国には各領国貨幣が使用され、公貨と領国貨幣の併用が続いた。そして早期に姿を消すところもあったが大体寛文から元禄にかけて各領国貨幣は廃止され、幕府貨幣に統一されていった。

錢貨の場合は、寛永十三年の寛永通宝の発行が、幕府の錢貨統一策の実質的な第一段階であるが、この場合にも、従来の永楽銭、京銭が直ちに廃止されたわけではなかった。周知のように、かなり長期にわたって寛永通宝との併用が容認されており、京銭等の全面的通用禁止が布達されたのは寛文十年であった。この間、寛永銭の大量鑄造がしばしば行なわれているが、その流通度は地域によって異なっていた。したがってまた古銭と新銭との切替えの時期も区別であったようであるが、各領国内におけるその時期を確定するには

二、三の障壁がある。一つには寛永通宝は一兩四貫文建てであり、その点、京銭などの鐳銭と同じである。しかも寛永通宝を鐳銭と呼称し、記入する場合が、しばしばあったから、鐳銭という字面からだけみて、寛永通宝か京銭かを判断するには困難な場合がある。また京銭と明記してある場合にも問題がある。例えば「正宝事録」所載の船役金に関する

町触をみると、すべて京銭で記してあるが、船役金以外には京銭がでてこない。しかしこのことは船役金だけは京銭で納めていたということを示すものではなく、京銭遣いの名残りが享保頃まで続き、実際は寛永銭や金銀貨幣をもって納入していたものと思われる。そのことは町触にも「京銭一貫文二付四拾貳匁之積り」とか「只今迄京銭壹貫文ハ金壹歩二取立候」とか、或いは「当子年より長銭と改、壹貫文之代り鐳壹貫四拾文取立候」とあることによって知ることが出来る。

このように、その呼称だけで京銭か永楽銭か寛永新銭かを判定することは困難な場合が、きわめて多いが、少くとも次のような場合は、その名称に一致して京銭或いは寛永銭のものを用いていると思われ、京銭と寛永銭の交替の時期を窺う史料になり得るのではないかと推測される。

1. 「宮城県史・近世史」によれば仙台藩奉行連署をもって布告された物成小役の定には次のように京銭による上納が記してある。

一、わら 田方上納壹貫二付貳拾把付壹駄宛、代物には京銭五拾文ツツ

一、くさ 高壹貫に付京銭三拾六文宛

一、たたまうらこも 壹貫に付京銭拾七文宛

ところが寛永二十一年の「寛永御年御定」では錢納の部分は「寛永銭」と明記され、東山松川村の年貢負担をみても「寛永銭五百三拾五文」とあり、「寛永御定」に照応している。「宮城県史・近世史」の著者佐々木慶市氏は「また従来使用された京銭がこののち見えなくなったことが注目される。おそらく京銭は、新鑄造の寛永通宝にとって代えられたのであろう」と述べておられる。仙台藩では寛永十四年に新銭鑄造を指

定されているが、おそらく、そのことが新銭との切替えを早期に可能ならしめたのであろう。

2. 川越領久下戸村の「御代々御割付之写」によれば(大野瑞男「近世前期譜代藩領農村の特質」日本社会経済史研究)、同村上畑の反取永は寛永十二年京三六〇文、寛永十三年京四四二文、寛永十四年京四四二文とあるが、寛永十五年以降は京が附されていない。このことから十二年から十四年は京銭であり、十五年以降のは寛永通宝と推量される。とすれば川越領では、鑄造発行後、二、三年にして寛永通宝が流通しはじめたといえようか。

3. 米沢藩の場合。寛永二十年の「長井郡諸給人新古共所納之寛」をみると、永楽銭・京銭・寛永新銭が並行して出てくるが、現にこの時点およびそれ以降も同時に使用されていたようである。寛永十五年から慶安三年にわたる奉行記録「寄合帳」には、「永楽壹貫三百文之山年貢川樋より出して木かや取候」、「京銭遣之取引銀子壹分之替ニ京銭七文宛」、「新錢遣世上六文立ニ候処、五リンノ代ニ四文取候」、「荷壹駄ニ付京銭壹貫八百匁宛」などとある。

農村史料よりみた代官江川氏

大野 瑞男

幕藩体制史研究のうちで個別代官支配所の研究は、代官文書の残存が少なく、個別代官支配所の非一円性という制約もあって必ずしも多いとはいえない。昨年度科研費総合研究「江戸幕府代官領の総合的研究」(代表者鈴木寿)は、かかる理由から伊豆荏山江川代官領を対象に、総合的分析を通じて幕府権力の基盤たる天領の構造と特質を解明して、幕藩体制の歴史的特質の解明に資する目的で実施した。分担課題「荏山代官領の村落構造」を担当した筆者は、荏山附近を中心に二・三の村落構造の分析から課題にせまらんとした。その成果報告は別途に予定しているが、そのうち農村史料の分析を通じてみた代官江川氏の歴史的性格をさぐって問題点を指摘してみたい。

小田原北条氏の家臣江川太郎左衛門英長は荏山近辺で五千石を所領していた。小田原攻伐のときは駿府に赴いて家康に与し、以後徳川氏直臣となり本領を安堵された。慶長元年本領四八〇九石余・一三か村の代官に任じ、年貢十分の一を給せられたが、元禄七年これをやめて一五〇俵の禄米を給せられ、支配地も一〇万石に拡大された。以後も江川氏は享保八年より寛延三年までを除き代官職を世襲し、三島代官とともに伊豆その他を支配したが、宝暦九年三島代官所が廃されて荏山に統合され、伊豆一國の天領が江川氏支配に帰した。他の世襲代官が支配所・陣屋とも不変だったのに、むしろ宝暦以降安定することも問題であるが、ともかく小田原攻略の功績により代官筆頭の位置を占め、在任中足高により禄米二〇〇ないし五〇〇俵に上り、役料を給され、布衣を着し、躰躑之間詰の格式を持つに至った。有名な坦庵英竜の時には極高六万石、当分預所二〇万石、伊豆・相模・駿河・甲斐・武蔵それに伊島諸島にまで支配が拡大している。

江川氏の歴史的性格解明の手段として近世初頭の江川氏と、特殊な財政的基盤である囲内金谷村の構造について考察してみよう。

表1 金谷村検地名請人の区分

天正18年		文禄3年	
江川分	反歩 100.小22	江川作	反歩 216-22
江川分杉山・紅林・宮地	3. 20	江川分 24名作	1052-00
他27名作	99. 72	他53名作	541-29
計	202.大14	計	1804-21

表2 金谷村の階層構成

階層(反)	天正18	文禄3	A	B	C
100	1*				
50-100	1				1
30-50		1	1*		
20-30		2		2	
10-20		3(1)	1(1)		2
7-10		2		1	1
5-7	1(1)				
4-5	2	4(1)	3(1)		1
3-4	3	13	4	3	6
2-3	6(2)①	16(1)	13(1)		3
1-2	6	12	9		3
0.5-1	11	16	15	1	
0-0.5					
計	31(3)③	70(3)	46(3)	7	17

(註) ()内は内寺院、○内は内江川分、*印は江川、文禄3年のAは自作、Bは自作・江川分両方、Cは江川分のみ所持

田方郡金谷村大原家文書の天正八年・文禄三年検地帳写によって、名請人と江川氏との関係から区分すると表1、また階層構成は表2となる。なお天正・文禄の総反別は後年の村反別に比して倍近いことから、金谷村以外の山木村ことにより土手和田村をもその範囲に含んでいると想定される。

北条氏家臣であった小領主江川氏の在地支配が家臣あるいは農民に対する分付形式によって承認され、慶長以後は領主権が没収されて作職Ⅱ石高所持権のみが認められ、その家臣は大部分土着帰農して金谷村に居住したのであろう。

金谷村は囲内と称して「(江川氏)先祖拝借仕候荏山古城跡囲内切開候場所」で、毎年の宗門人別帳・年貢勘定帳・皆済目録等の末尾に「金谷村之儀ハ田畑山林秣場其外共一円江川太郎左衛門様御代々御持地ニ相違無御座候、私共儀は(中略)一同御由緒有之御家来ニ付、右宗門人別帳肩書ニ持高と認候義ハ銘々村内ニ持高無之ゆへ私共小作仕候御預ケ口米を以仮ニ持高と認候義ニ相違無御座候(後略)」というような文言があり、金谷村一七石余の高がすべて江川氏所持地囲内で、村民全員が入作をも含めて囲内小作人なのである。

(以下一三頁下段につづく)

「ト タ ン」考

藤村潤 一郎

「とたん」について大槻文彦「大言海」(第三卷五六頁)は

とたん(名)機、途端 チャウド、ソノ時。ヨリ。ハズミ。ヒヤウシ。

とたん(名)塗炭〔泥塗ニ倒レ、炭火ニ墜ツル義〕(一)「苦痛ノ甚シキニ云フ語。至極ノ艱難辛

苦ナルコト。水火ノ苦ミ。(二)泥ト墨ト。穢キモノニ喩ヘテ云フ語。

トタン(名)亜鉛〔外来語ナラムモ、原字未ダ詳ナラズ〕あえん(亜鉛)ノ条ヲ見ヨ。

トタン(名)〔とたんノ拍子ナドノ意ナラム〕江戸時代、米相場ノ稱。又、投機商ノ空米取引ヲ云フ。芝、増上寺ノ鑄鐘、屢、龜裂ヲ生ジテ成ラズ、亜鉛ヲ和シテ鑄ルコトトナリシヨリ、亜鉛、不足シテ、著シク騰貴セシコトアリト云フ。舶来物ナレバ、市価乱調ナリシナルベク、随ツテ、投機商ノ売買ノ如シトテ、亜鉛売買ノ意トナリ、とた

ん会所ノ名、起リシカト云フ。トタン一クワイ志ヨ(名)亜鉛会所 文化十年頃、願濟ニテ、江戸、伊勢町河岸ニ出来タル米相場会所。(正米ニアラズ、空米相場ナリ)

とあり、文中にみえる亜鉛について(第一巻七頁)

あゝえん(名) 亜鉛〔鉛ニ似タレバ、鉛ニ亜ニ義ト云フ〕又、トタン。金屬ノ名。他鉍ニ化合シテ産ス、製シテ純粹ナルモノハ

、青白色、破壊面ハ、結晶質ヲアラハシ、脆クシテ硬ク、鉛ヨリハ鎔ケガタシ、光沢アレドモ時ヲ経レバ曇黒トナル、亜鉛

枚、亜鉛管等ニ製シ、又、鉄線、鉄板等ニ鍍トシテ、錆ヲ止メ、又、銅ニ和シテ、真鍮ヲ作ル、其他、工作ニ用多シ、往時

ハ、国産ナクシテ、舶来物ナリシガ、今ハ飛驒、陸中、羽後ヨリ産ス、然レドモ、少量ニシ

テ、大部分、独乙ヨリ輸入スとある。

とある。

さらに荒川惣兵衛「角川外来語辞典」(八三二頁)にはベルシア、アラ

ビアが原語でポルトガル tutanaga フランス tutenague 英語 tutenag と

書き「①亜鉛、トタン板↓ブリキ、亜鉛を鍍金(めっき)した薄鉄板、屋

根、へい、といなどに使う ②江戸時代の米相場、または投機商の空米

取引」としており、正徳二年叙寺島良安尚順編「和漢三才図会 卷五

十九」には「止多牟、番語也、△按此未_レ知_レ何物」、甚類鉛、故称_二亜

鉛一長尺許、幅五六寸、厚不_レ及_二寸、鎔治作成者也、或有_下薬研形或如_二

花葩_二者上、出於_二広東者為_レ上、東京舊牛之産次之、今、造_二唐金真鍮諸

器者、並不_レ如_二亜鉛_一則不_レ成、実重宝也、恐是_二炉甘石煉成者矣、本草

日、炉甘石與_レ銅和為_二鍮右_一、則無疑而未_レ知_レ制」(日本隨筆大成刊行會本

上卷六四一―六頁)とあり、宝曆一三年鳩溪平賀国倫(源内)編輯「物類

品階卷之一」に亜鉛がみている。「日本古典全集」第三期五卷六頁その

他兩辞書によると慶長八年「日葡辞書」に tōtan, tutanaga geno de metal

brunoとあるのが本邦最古の由であり、塗炭は書経、孟子、継体紀、太

平記にみえるそうである。尤も岩波本「日葡辞書」にはみあたらなかつ

た。

米相場関係については出典はあげられていない。「大言海」が「亜鉛

会所」としている江戸伊勢町河岸の米相場会所とは「米会所起立之儀

者、元十組頭取杉本茂十郎より申立、文化六巳年中初而伊勢町へ立会

所取建候儀御免に相成、夫より巻ケ年金千兩づゝ上納致し候(中略)、米

相場正米切手にて月延商ひ之趣に者候得共、全空米にて米無_レ之帳合而

已之商ひ仕候」(「日本財政経済史料」卷三三四九頁)とある有名な三橋会

所に関連したものであるが、大正一四年文雅堂編輯部編「株式期米生糸

市場用語字彙」(四七頁)には「トタン商 堂島米相場にて相場師の異名

として用ひたるも今は云はず」とあるから、これは江戸のみでなく一般

に使用されたのではあるまいか。昭和二六年東條操編「全国方言辞典」

(五九〇頁)には「とたん 相場。米のトタン」栃木県安蘇」とある。

ところで三井二代目高平の享保七年「宗三遺書」には「祖父より大名

貸し其外惣て塗炭商禁する所なり」とあるそうである。(森岡美子「三井

越後屋の長崎貿易経営(一)」史学雑誌七二編六号(二八頁)森岡美子氏によると

「鈇丹は、輸入品の中でも価格の変

とある。

動が激しく、鈇丹という語が米の空相場を意味するようになったほど危険の多い営業であるが、宝曆——天保年間の「葉種荒物高下録」によると「特に鈇丹相場の変動が激しいとは思われないのであって、鈇丹が投機的であつたのは（中略）享保以前のことではなかつたであらうか」とされている。

安永五年叙神沢貞幹編述「翁草」卷五七の「土岐玄叔亜鉛発見の事」には「四條堀川高倉通の角屋敷を買得し（略）穴蔵の石垣を洗はせ見せに（略）四方の石垣悉くトタンに積上たり（略）近年トタン大に払底にして、相場至て尊き最中に、斯る絶品夥しく出たる（略）玄叔図らずも大金を得て（略）今は子孫其家に栄ゆ、近世最上のトタンをみては、是は玄叔成らんと云るは此謂なり」（「日本隨筆大成」第三期一巻六七二頁）とあるから、それなりの相場はあつたらう。

「鈇丹」とゆう字に関連して、明治二四年に小宮山綏介は「江戸米市場の来由（承前）」（「日本商業雜誌」第壹冊八冊五二—三頁）に「米相場のことハ、米延売とも帳合商ともいへしことハ、前号已にこれを申述たり、又これをトタンといふことハ、少し

く解釈を要することとなり、幕府の令にも初めハ仮名にてとたんとなり、後にハ鈇物の鈇鉗といふ造り字を用ひたるもあり、是々無論仮借字なり」としている。

少し苦しいが宝永五年の尾張藩村方御触のなかに「延米売買之儀有之、と^{たんと}立用噂売買之儀、先年度々申付候通弥右之売買之儀ハ勿論、肝煎取扱等御領分在々ニ而ハ不及申、他国他領ニ而も仕間敷候、先年相触候趣堅相守可申候」（「新編一宮市史資料編七 五九頁）とある。私は「鈇鉗」の字を使用した御触は残念ながら気がついていない。

この米相場については鈴木直二氏に「帳合米取引は賭博行為なりや」（「社会経済史学」八巻一二号）とゆう論文もあるし、また「大阪昔時の信用制度」（「大阪市史」第五 五四—五五頁）には普通の商人は「米相場に關係するが如きは、両替は勿論堅気の商人の最も忌嫌せし所にして、丁稚を共に遣るにも、堂島を過ぐるを避けしめ、店の内にて相場に手を出すもの發覚する時は、忽ち之を破門するの家風は盛に行はれ、堂島の人間のみは全く之れを度外視し、船場内と婚姻する事無く」としている。

さて小宮山綏介は更に「余が曾て

或先輩に聞置ける処ハ、とたんハ土炭に作るを本字とす、其故ハ米相場へ関する商人ハ雨暘を考へ氣候を測り知ること尤肝要なり、氣候ハ第一豊凶の係る所なり、又風の方向ハ入船に干係するゆゑ、皆米価の高下を知るに必用なり、昔し大坂にてハ物干台を觀象台として、其商人ハ毎夕これに登りて雲氣を望みしとなり、又八木虎之巻などいふ書にも専ら氣候の計り方を載たり、かゝるわけゆゑ右の商人ハ、其室内へ土炭とて土塊と炭とを天秤に釣りたるものを設け置、常に氣候の変動を考へしとなり、乃ち陰氣加ハレハ土塊重くなりて伏し炭ハ仰く、陽氣進めハ土塊乾きて仰き炭ハ伏す。今の晴雨儀の極めて拙なるものなり、昔ハ今の時雨儀の如き精巧なるものハ未たなかりし故、かゝる器械を用ひしこと、見ゆ、（今は氣象台の報告を用ふるに付、土炭も觀象台も廢せしよし）、今よりこれを見れば、殆んど一笑に堪へたることなれと、是ハ上古よりありし占測法にて、大坂の米商の發明せしことにハあらず、史記の天官書に冬至短極懸^二土炭^一とある注に先^二冬至^一三日、懸^二土炭於衡兩端^一、輕重適均、冬至日陽氣至、則炭重、夏至日陰氣至則土重、と見え、漢書の

律曆志にも此ことを載たり、古ハこれにて夏至冬至に陰陽の消長を量りたるものなるに、何人かこれを陰晴風雨を計るに用ひたるものと見えたり、凡そ米相場に携ハる商人ハこれを備置し故に土炭商の名称出来りといへり、果して然るや否やハ知らざれども、姑く聞置るまゝを申述るなり」と記るしている。

また松浦静山「甲子夜話続篇卷六十三」（國書刊行会本統篇第二 三九五—六頁）の天保二年の条には江戸本所の「幸崎屋は出口五郎右衛門と稱す。この商数代彼の処に住居し、米商売せしが、この五郎右衛門米相場功者にして、俗にトタンと呼ぶ男なり」とあり、彼が天候、米有高、廻船出入を考えて行動した事を述べている。

なお蛇足であるが、前述の「全国方言辞典」（五九〇頁）には「とたん敷居。静岡周智郡」とみえてい

る。この様に「米相場」について土炭、鈇鉗、亜鉛の字が宛てられて、塗炭もそうかもしれない。いずれにせよ「鈇鉗」といふ字を宛てた米相場に關する御触をみた上で、何故にこの字が宛てられたか考えねばならぬだらう。（第三史料室長）

加嶋屋長田家文書の整理を終えて

鶴岡 実枝子

近世の後半に大阪の豪商として知られた加嶋屋長田家は、肥後藩蔵元を初め諸藩の館入として手広く大名貸を行ない、また当時領主米の最大の取引市場であった堂島米市場の金融機関としての米方両替を営業部門に包摂していた。

この種の大阪の富商が明治初年の銀目廃止令や大名貸の凍結によって軒を並べて倒産したことは周知の事実である。しかしそれ故に、それらの家々に伝えられた史料の散逸も甚しく、封建権力に共生した典型的な高利貸資本が維新の変革に際して、どのように対処し、または崩壊していったか、その実態については若干の例を除けば殆んど未知に等しい。

この意味で当館史料目録第一四集に収録した長田家文書は、空白部分を埋める貴重な史料と云えよう。ただ惜しむらくは帳簿類を欠くことで、全体の九割は一紙文書で占められ、その整理と目録の作成は整理者の能力の貧弱さも加わって難航した。

この種の大阪の富商が明治初年の銀目廃止令や大名貸の凍結によって軒を並べて倒産したことは周知の事実である。しかしそれ故に、それらの家々に伝えられた史料の散逸も甚しく、封建権力に共生した典型的な高利貸資本が維新の変革に際して、どのように対処し、または崩壊していったか、その実態については若干の例を除けば殆んど未知に等しい。

入・質の区別が判然しないもの、また将来の収種米を引当とする大名貸が素貸であるか書入であるか等々、現実に残されている史料は、法式通りの解釈では割り切れないこと、更に返済が滞った際の証文の更改には貸付条件の変更が行なわれたり、自店貸付を公銀貸付に振り替えたりするから、同一貸付対象の証文が分離して前後の事情が判り難くなる等の障碍を生ずる。また蔵元・掛屋等の業務と大名貸とは不可分である等々の理由による。

勿論のこと、作成の動機なり背景、また時間的経過による効力の変化などが検討されなければならぬ。そのためには、より多くの関連史料が求められる筈だからである。このことは「史料の整理保存には原蔵者の保存原型を崩すな」という鉄則に通じるものと思う。もっとも崩れてしまった原型への復元にも限界が付きまとう。一件文書として袋入になつて保存されている史料の中には、一見無関係と思われる史料が含まれていることがままある。史料傳來の偶然性と必然性を現時点で確認することは極めて困難である。この意味で関連史料の模索、保存原型への復元には限界もあるし、推理を伴い完全を期し難いが、その方向への努力が整理者の良心であると思う。

測定について

中村 俊亀智

標本の大きさを測定し、これを記録にとどめておくことは、精粗の差こそあれ、多くの博物館ではすでに常識的な作業となっているといつてもよい。実際、写真を撮っておいたとしても、写真からでは大きさはなかなかつかめないものである。また、測定の際には、そのまま、陳列計画、収蔵手段の設計等に直接役だてることができるのである。

しかし、このあたりまえの作業にも、開きなおって考えてみると、とまどう点がないとはいえない。いったい、測るといって、有形の民俗資料の場合には、どこを、どの程度の精度で測ればよいのであろうか。折角測定するのだから、予め測定の方法を申合せておいたなら、統計的な処理や比較調査に役立つのではないだろうか。

そこで、ここでは、実際出会うことが多い、次の二つの場合を例にとってみよう。

第一は標本の個体の確認、陳列計画等、さしあたりの役にたてるため

の測定であって、通常、標本の縦、横、高さ、あるいは、深さ、奥行、厚さ、重さなどの、極くおおまかな数字が必要となる。こうした測定の方法として、従来行われているのは最大値を求めるものである。すなわち、例えば、手のついた籠なら、その籠の高さは、手までいれて、せいじつぱい背のびさせたときの値をとればよい。

測定値の記載の仕方も縦、横、高さなどの順序さえ定めておけば、

15.0×24.0×27.0 350g

15.0w, 24.0d, 27.0h, 350g

と略記することもできるし、または、

全長四三・八cm(うち柄の長さ一四

・八cm) 刃先の幅七mm、柄の直径

三・七cm

とでも記せば、やや、親切であろう。

重さを測ることは忘れられがちであるが、後の証拠のためにも有効であることが多い。

第二の場合は測定の結果を、専ら、学術的な資料として役立てようとするものであって、その方法は、

民俗資料といえども、研究の目的や、研究の水準に応じて一定ではないが、建造物や美術工芸品などのように、すでに測定箇所や測定方法に約束があり、それらに準じて取扱えるものについては、その約束を尊重すべきではないかと思われる。先年、服装史を専攻しておられる方に労働着をみていただいたが、その折の測定箇所を、因みにあげてみよう。

上衣 身丈・後巾・前巾・衽巾・衽

下・衽・抱巾・合襟巾・衽下・衽

肩明・袖巾・袖丈・袖付・身八ツ・

袖口・衽巾・馬乗・前紐付・前紐

文・脇紐付・脇紐文・居敷当丈・

居敷巾・肩当丈・肩当巾・覆輪・

袖口布巾

下衣 脇丈・胴廻し・前襟巾・上巾

後巾・襦上・襦巾・襦丈・重り・

股上・股下・裾口・笹襷・下襟・

前後差・相引・腰紐(巾前丈巾後

丈)・裾紐・膝紐・腰板・膝の高

さ・裾明・紐下・前襟・腰廻・前

襷・後襷・襷丈・裾口・裾ひだ

また、籠細工を例にとつてみれば、

労働着ほどの複雑さはないが、

幾つかの研究によって我国在来の籠

細工の体系というものは一応整理さ

れているので、各部分の編み方と、

それに口径・底径・高さ・立ち竹、

廻し竹、縁竹、力竹などの長さ・巾・厚さ・数が示されていれば、だいたいの籠の形は作ることができる。

それでは、これという約束もなく、また、従来、頼るべき研究もないようなとき——民俗資料にはそのようなことが実に多い——にはどのようなにしたら、多くのひとたちに利用してもらえよう資料がとれるであろうか。これについて、原則論は一概にたてられないが、例えば、三面図(立面・平面・側面図)におこせる程度の測り方をするというのも実用的な方法であろう。

あるいは、実際に有形の民俗資料を作っているひとたちのところへ行って、作り方の勘所をきき、それを整理して、簡単な技術の体系を想定してみるというのも一方法であろう。測定の結果は、できれば、図や表にまとめてみてはと思う。私たちは日常の用具がどれほどの重さがあるか、容積をもっているかなど、いちいち気にもとめないで暮らしているが、数量的にまとめてみて、はじめて気付く、隠された事実は極めて多いのである。従つて、測定は新しい民俗資料研究へのいとぐちともなることがあるのである。

あみかご (編みかご)

中村 俊 龜 智

一、通常、籠といえは、それは竹などで編んだ、まるみをおびた器のことである。しかし、竹のない地方、山間のもっと軽い、れものを求める地方では、竹よりも柔かい蔓や藁などをを用いて、あたかも、籠と袋との中間的な形の、れものを作る。用途は、背負籠のように山仕事の道具や昼食をいれてゆくことである。あるいはビクのように腰につけるものもある。このような運搬具を、一括して、何と呼んだらよいか、名案はないままに、ここでは、籠をいう言葉を拡張解釈して、とりあえず、編みかごと名ずけてみよう。

二、それでは編みかごには、どのような形態があるのであろうか。

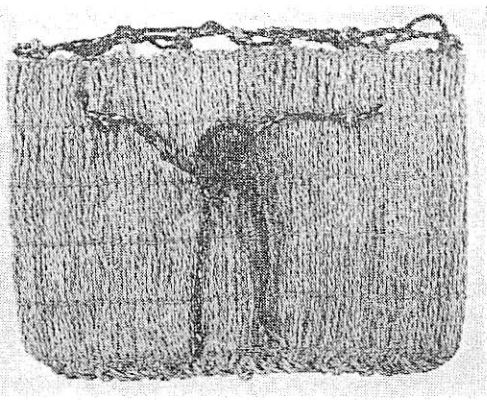
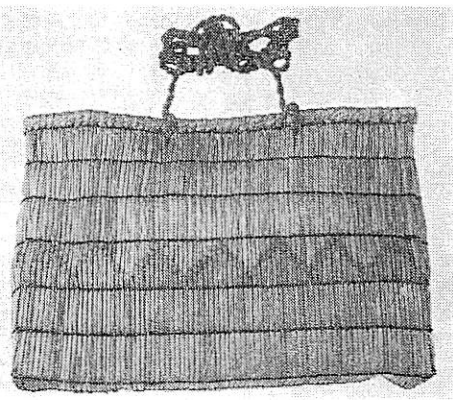
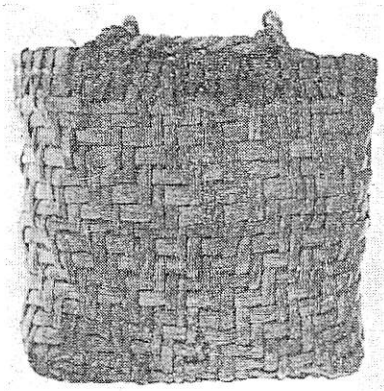
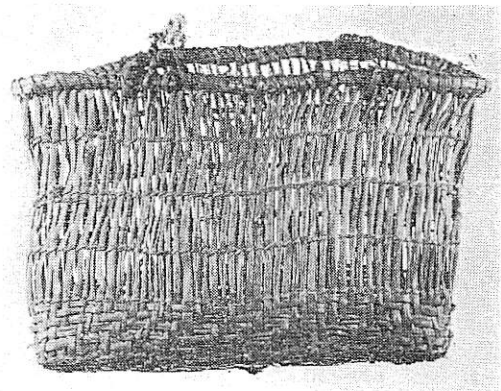
イ、葛かご俗にカズラフジといっている植物の蔓や、ブドーの蔓を材料にしてこしらえたかご。編み方は一般に双子編。緯の太さは三から一〇mmに及ぶものもある。第一図は、そのなかでもやや目の透けるように編んだもので、底は網代編、縁は巻口仕上げで作られている。ブドーの

蔓を材料にしたものな中には、第二図のように、網代編のものもすくなくない。新潟から秋田の由利地方にかけて、海岸地帯では、カズラという太さ一mmほどの細い蔓を用いてコダシを作る。蔓は、秋、落葉の後、採取し、一旦、砂の上で乾しておく。これを二、三本ずつまとめて編むが、

その際、風呂の上り湯に一晩つけ、柔くしておき、藁のコモを編むコモ桁をそのまま小さくしたような桁を用いる。経は棉糸である。熊本県阿蘇地方のテゴはオオツラを材料にして作るというが、その編み方が立涌編である点が興味をひかれる。

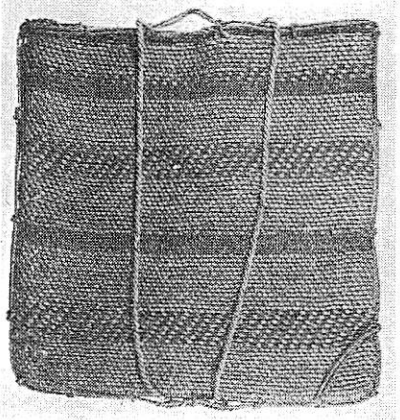
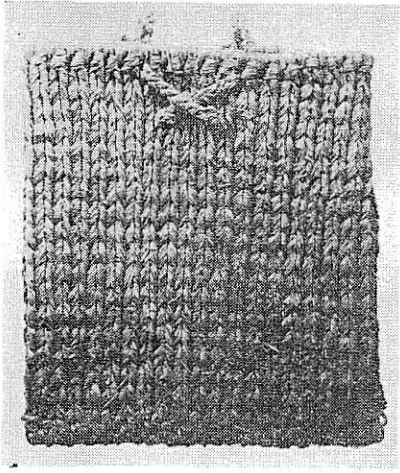
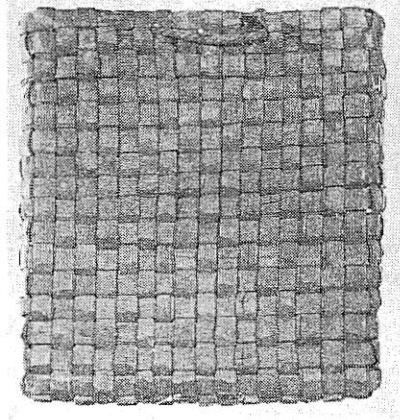
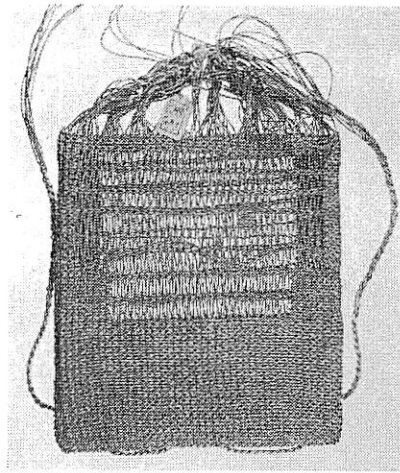
ロ、蒲かご 蒲をコモ桁で、双子編みにしたかご。全く同じ手法は第三図のように、藁のかごにも用いられている。蒲と藁のどちらが古いかはひとつの問題であるが、編み方は俵の編み方なのである。藁を立涌編にしているのは岐阜県山間部のネコダであろう。

ハ、縄かご 以上のかごが緯にもとの材料そのままを使うのに対し、



(写真右上) 第一図ブンドコダシ (秋田県北秋田郡)
(写真左上) 第二図テゴ (新潟県岩船郡三面)
(写真右下) 第三図テング (山形県西田川郡温海)
(写真左下) 第四図コダシ (秋田県北秋田郡)

て、繩かごは緯が繩で作られているかごのこと。繩の太きは五乃至一〇mm。縁に乳をつけ、口を締めるよう工夫してある点は袋に近い。編み方は、ほとんど、双子編であるが、鹿



児島県瓶島にはカガイといって、緯と経とをいれかえた逆双子のかごが使われている。第五図は、イワスゲという草で編んだかごで、群馬県の間部で作られ、所によって、セーズ

カーとも呼ばれている。材料を煮、柔らかくし、一日陰干しし、水に浸け、石の上にならべて薪でたたき、竹のクミというへらで細かく裂き、しか

角な木の枠を用いる。一つ作るのに三日はかかるという。

二、背負ねこ 編み方は敷物のねこと同じで、藁はたたき藁を使うという。出来上りは第六図のように美しい矢羽根の文様になる。

ただし敷物のねこのように、大きな枠はいらないので、特に小さな枠をこしら

えたり、手近かに鯉鈍をのせるモロブタで代用させることもある。

ホ、その他、第七図は檜の皮を市松に組んでこしらえた背負籠。第八図は熊本県八代地方のテゴであるが、材料、編み方など、なお、知る機会に恵まれない。

以上は図録第一集所収の当館所蔵の標本を基にしての荒仕訳であって、多くの大切な事例を逸しているのではないかというのが心配

である。

三、編みかごは用途が等しいためか、身につけるものであるためか、大きさには差したる相違はない。むしろ、形態の相違は、材料と、材料を生かす編み方にあるように思われる。地域によって、植物の分布や、その利用法にクセがあり、ひとつにはそれが各地方の編みかごを特徴づけているのではなからうか。

四、従って、この種のかごの収集調査には、特に、材料となる植物を何時、どのような場所から、どのようにして採集し、それを、どのような手順と時間をかけて加工するか、まず、問題になる。そして、加工の過程で、どのような編み方が伝えられているか、編むのに、例え簡単なものであっても、どのような道具が用いられるかに注意する必要があるのではないかと思われる。全体の大きさや経の間隔についても決まりがあるはず。そういうえば柄や枠の寸法を測定してくる必要がある。

五、編みかごは形も揃っているの

検見役人の収賄

政界の黒い霧などと称して、国会議員の贈収賄の問題が連日新聞紙上を賑わしているが、江戸時代においても同じであったと考えられる。

さきに館報第5号で原島研究員が「代官手代の不正調査」について史料を紹介しておられるが、ここでは村方で実際に検見役人に対して、礼金を支出している一、二の事例を紹介する。

美濃国多芸郡下笠村は、尾張領の村高四五〇石(正保高)の輪中地帯に位する一農村であるが、この村は、元禄十三年の年間支出のうち「御検見礼金帳」(当館所蔵下笠村文書)と題して、十月四日から六日まで滞在した検見役人への礼金・接待費用を書出している。すなわち

(前略)
十月四日

- 一金子貳両 江崎元右衛門様
- 一金子壹両 弥野藤助様
- 一金子壹両 下村喜左衛門様
- 一金子壹両 江崎久助様

浅井潤子

一三百五拾文

酒三升

同 一貳拾文

人々きさみ四匁

同 一四拾文

ろうそく貳十目壹丁

一五拾文

みそう・す

一五文

しやうが

一貳拾八文

たまり

一三拾六文

たうふ

一三十三拾貳文

大ほうら 三本

一四拾八文

あわび 四つ

一丁五拾文

小鳥 貳拾羽

一三五五拾文

松口屋

一三拾六文

さけ 壹升

一三三三拾文

柳屋

六日

メ金子五両壹貫九百三十五文

一三三三拾文

百姓名古屋にて小夫

一三三三拾文

の謝礼金として

一三三三拾文

きぬきたん

一三三三拾文

まわた 百目

一三三三拾文

川崎喜右衛門様

一三三三拾文

小森武右衛門様

一三三三拾文

甚右衛門様

一三三三拾文

由右衛門宿へ参候

一三三三拾文

さけ

一三三三拾文

らうそく 十五匁壹丁

一三三三拾文

内訳

一六拾文 宿女
一四拾八文 百姓名古屋よりた

一六拾壹文 小遣

メ金子三分 壹貫七百八十三文

惣メ金子七両 八百四拾五文

と記載されているが、惣額金子七両

八百四拾五文という支出は、同年の

同村万年中小入用の惣支出三拾壹貫

六百文(一兩〇三貫四四〇文替)に

比して、この村にとっては相当過重

な失費であったと思われる。このほ

かに検見出役に対しての、人足・飯

代などの諸経費は別帳に記している

ので、ここでいう礼金は、検見役人

に対する贈賄的な交際費としての支

出金と考えてよいであろう。

また同じ美濃国の笠松代官所所在

地である羽栗郡笠松村でも、天保三

年「御礼向其外入用留」(笠松町高嶋

久右衛門所蔵文書)には、検見役人へ

の謝礼金として

(前略)
九月廿七日

一金拾両 星野様

一金貳両 福田様

一金壹両 村田様

一金壹両 杉本様

メ金拾四両 久右衛門より出金

金八両三分永拾四文 笠松
金五両三朱永四拾四文五分 徳田新田
九月廿七日此分受取
是ハ御検見先礼之分、笠松村徳田
新田久右衛門・寿作兩人より差上
候

(中略)

辰御検見御礼

一金五両

星野様

一金三両

福田様

一金三両

村田様

一金貳両

杉本様

一金貳両

川越様

一金貳両

服部様

一金壹両壹分

野村様

一金壹両

△赤木様

一金貳分

△松野様

一金貳分

足軽

一金貳分

喜八様

同断

△佐助様

一金壹分

奥の足軽

一銀貳朱

七助様

御用人

一銀貳朱

△山田市蔵様

一金壹分貳朱

御待三人

一金壹分

星野様小もの

長蔵様

村田様小もの

「史料館の内部組織等に関する規程」の制定について

史料館は、従来、室長等研究員三名の予算定数があり、昭和四十二年度から暫定的に三研究室長をおいたが、昭和四十三年四月一日付で文部大臣裁定により、三史料室をおくことになった。以下は、その規程全文である。

(庶務係長 齋藤重臣)

史料館の内部組織等に関する規程
(昭和四十三年四月一日)

文部大臣裁定)

第一条 文部省設置法施行規則

(昭和二十八年文部省令第二号)

第十六条の規定による史料館の内部組織その他運営に關し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

第二条 史料(民俗資料を含む)以下第三項において同じ。)に關する事務を処理するため、史料館に次の三室を置く。

- 一 第一史料室
- 二 第二史料室

三 第三史料室

2 第一史料室においては武家、公家及び寺社に關する史料を、第二史料室においては町方の史料及び民俗資料を、第三史料室においては村方の史料を、それぞれ収集し、整理し、保存し、及び利用に供する。

3 前項に定めるもののほか、各室においては、史料の収集、整理、保存及び利用(以下この項において「収集等」という。)に關し、必要な調査研究を行ない、及びその結果を利用に供し、あわせてこれらに關し、史料の収集等を行なう者に対し、指導、助言を行なう。

第三条 前条に定めるもののほか、史料館の内部組織その他運営に關し必要な事項は、大学芸術局長の承認を得て館長が定める。

附則

この規程は、昭和四十三年四月一日から実施する。

一金三朱 定右衛門様

星野様小もの

一銀式朱 常藏様

一金式分 福田様・杉本様・川四人

越様・服部様御家来
但シ野村様御家来御召連
なし

一金壹分 小出丹藏様

一銀式分 御手廻り四人

一壹朱 △赤木様小もの

一銀式朱 水夫

△治助殿

一壹朱 水夫

△元助殿

一貳貫四百文 御手廻り御家
来衆拾貳人
焼物料但貳百文宛

一金式拾三兩三朱 貳貫四百文

△此印之分御出役無之候得共

取斗申候

と前後約金三七兩余が支出されてい
るのである。

これら検見役人に対して幕府では

(前略)

一検見入用之儀ハ諸入用之内ニ籠リ

有之候処、各検見廻村之節不案内

之手代等召連、不益之人馬ヲ召

仕、木錢諸払モ不埒ニイタシ候類

モ有之由、甚敷ニ至リ而ハ、酒肴

等申付候類モ有之由相聞、不埒至

極之事ニ候、此上各右体之儀相聞

候ハ、申上候而急度可及沙汰候
間末々之者迄モ能々申付、村方難
儀ニ不相成様可被致候
(天明度御触御書付類留ニ)

と再三訓令を出しているが、にもか
かわらず、検見という公的出張の役
人に対しての礼金を、村費の支出項
目に計上されているのは不可思議な
事といわざるをえない。

しかし年間の納税額が、この検見
によって確定され、それもまた村役
人と代官(検見役人)との取引や談合
で豊凶を決定しうるものであるか
ら、村の過重負担を承知の上で、こ
の様な贈賄が半ば公然と行なわれた
事は無理からぬことである。中央役
人に対する村役人の無抵抗さを如実
に表現しているともいえる。

(五頁よりつづく)

この圈内は天正・文祿の江川分を
中心に成立した可能性が強く、文政
六年には金谷・土手和田・山木三か
村民総計二二六俵余の預ケロ米があ
り、年貢・役米を引いて約一三〇―
一四〇俵ほどの作徳米が江川氏に収
納されている。禄高・役料・代官所
支給経費以外この圈内作徳と貸付金
の運転が江川氏財政を支えていたと
いえよう。

所蔵史料の現況（四）

——利用と管理について——

所蔵史料の収集経過と整理状況について、その概要と問題点の指摘を本誌三号以下に連載して来た。それらは何れも重要な課題であり、その解決は急を要するもののあることも明白であるが、今回は、所蔵史料の利用の観点から、いくつかの問題を提起してみることにする。

この数年、当館の閲覧利用者は毎年増加の一途をたどり、昨四二年には年間約四四〇人に達した。開館日数に対する割合では一日平均二人弱であるが、月による厚薄がかなり激しく、多い日は十人を越えることもある。最近数年の月間閲覧者の平均では、夏期の七・八月が最も多くて年間の約三割を占め、次いで一・三・一・二・九月の順で、一・二・四月は少い。（これは利用者に学生、教師など学校関係者が多いためと考えられる。）

一人一日平均の貸出点数は約八点である。その他、利用については、例えば公開日時や反復利用度、文書別の利用頻度なども問題になるが、

それらは後日に譲る。ただ、現在は正午までで打切っているため比較的用户者の少い土曜日についても、年間最高の利用者がある七月は、昨年の場合も月五日の土曜日のうち三日までが使われている事実を附記しておこう。

現在の当館所蔵史料の利用状況は概略右のようである。これだけの利用者、すなわち要求が実績として存在するからこそ、公開体制が不十分のまま、多少の困難をおして研究者のために閲覧利用に供しているのである。この要求に対して当館が提供し得る史料はどうか。所蔵史料の一般利用について、原則的に整理済みの史料に限定することは将来も変らないだろうし、大方の御理解もいただけると思う。その整理済みとは厳密には冊子型の所蔵史料目録になったものを指すが、これは全史料件数の二割弱に過ぎない。しかし、全体の約七割は閲覧可能な程度に整理されている。（本誌五号所載 現況（三）参照。正倉院の収蔵品の全点数が未

に確認されないという事情などを考えれば、利用に関する門扉はかなり大きく開かれているといつてよからう。

が、利用は今日の需要に應えるだけでは十分でない。後世の利用のために史料の保存管理を考えることも当館に課せられた一課題であろう。ここで、前に挙げた一人一日約八件の利用点数をとり上げてみる。ここに点数というのは、整理過程で一番号としたものことである。従って一冊または一通のものもあれば、一点で数十冊におよぶものも混っている。平均では五〜六冊であろうか。

これが一人で八点なら約五〇冊となり、最高八人の閲覧者の時には、三百〜四百冊となる計算である。これは出納者にとって、かなりの負担であると同時に、史料管理の面で極めて重要な問題に気付かせる。剝がれかかった継紙や貼紙、丁間に挿入されたり綴糸に結びつけられた証文や書状、何枚にも重ねられた封紙や包紙、これらがすべて出納の前後で異状がなかったかを確認することは可能であろうか。不可能だとすれば、どのような対策が必要になるか。必要な対策は果して具体的に実行できるだろうか。例えば、貼紙はすべて

点検して糊付けを施したものを整理済みとして一般の利用に供するとしたら、一体どれだけの史料を一年間に処理できるというのか。だが、史料の公開を前提とする以上、ある程度の管理上の対策は考えねばなるまい。（意識的に史料を壊損しようとする閲覧者があるとすれば、その防止については別の管理体制が必要だろうし、次元も違うので、ここでは問題にしない。）

かといって、余り人工を加えることは、史料の原型尊重の趣旨に反する結果となる。同種の書付を紙捻で綴じることさえも異論をもつ人がいるほどである。すべては、一回の目的のために作成された史料を、何回も利用しようとするための、史料の性質上やむを得ない宿命的制約ともいえる矛盾によると分つてはいるのだが。

いうまでもなく、すべての史料は利用のために保存されねばならぬ。収集した史料を利用して史学研究に資することは、当館の目的の前提である。それにしては、余りに多くの問題が残されているようである。これが根本的解決もまた、重大な課題というべきであろう。

第一四回

近世史料取扱講習会

一、趣旨

公共機関などで、近世史料を取扱う事例が増大しているが、これに関する知識、技術は、一般的に必ずしも十分ではない。このような事態に対応して、当該関係者に近世史料の調査、収集、整理、分類、保存、管理など、基礎的な知識技術を習得せしめ、近世史料の保存・利用の効果を高めるために開催する。

二、期日

昭和四三年一〇月二一日(月)より同二六日(土)まで

三、講習内容(カッコ内は講師)

(1) 史料概論

古文書学概論

(東北大学教授 豊田武氏)

近世史料概論

(明治大学教授 木村礎氏)

近代史料概論

(東大教授 古島敏雄氏)

(2) 近世史料読解(本館職員)

幕藩史料

町方史料

村方史料

(3) 史料処理

整理

分類

管理

補修(宮内庁書陵部 遠藤諦之輔氏)

民俗資料の取扱

(4) 講演(京大教授 小葉田淳氏)

四、時間数 二二单元(三三時間)

五、会場 当館

六、受講資格

公共図書館、大学図書館、郷土資料館、地方史誌編纂室などに勤務し、近世史料の調査、収集

整理、分類、保存、管理などの業務に従事している職員などで

史料の取扱経験三年未満の者。

七、受講人員 四〇名

八、経費 テキスト代その他として、一〇〇〇円(予定)

九、申込方法などについては、大学、地方公共団体などを通じ、追って連絡する予定である。

第一八回

近世史料展示会

一、展示史料

摂州大阪加嶋屋長田家文書

二、期日 昭和四三年十一月十日(日)より十二日(火)まで

午前十時より午後五時

三、会場 当館内

四三年度新収史料紹介

出羽国村山郡山形宝幢寺文書追加分

本文書は昭和三四年当館収集にか

かり、同三六年度「史料館所蔵史料目録」第九集に収録された山形宝幢

寺文書の残余である。最近の調査によ

ってこれが相当量あることを知り、所蔵者令孫佐伯和雄氏の好意に

より当館に譲渡されたものである。

宝幢寺は醍醐光台院を本寺とする

新義真言宗寺院で、明治三年に廃絶

して現存しないが、近世においては

出羽国村山郡内二五か村に一三七〇

石の朱印地を所持し、末寺・門徒三

二か寺を有する寺格の高い寺院であ

る。

同文書は近世寺院文書としては比較的まとまったものであるが、今回

収集のものは、前回のものの欠を補

ない、縁起・奉加関係文書、院家兼

帯時の醍醐三宝院よりの奉書・許状

類、法流・山論文書や書状などに良

質のものが多く、ほかに大量の宗義

関係記録、明治期の神道教導職触頭

としての県内神社ならびに神道関係

の文書類を含んでいる。(旧蔵者

東京都練馬区関町四一六二〇佐伯狭

依子氏、旧蔵地 山形市地藏町二四

〇。数量七〇九冊、六帖、三一綴、

四九三通、九巻、一四枚、一〇包、

二八括)

彙報

昭和四三年度事業について

一、近世史料の収集

本年度はこれまでに別掲の出羽国

村山郡山形宝幢寺文書追加分を購入

した。

二、近世史料展示会

例年どおり、本年度も十一月中旬

に別項のように開催する予定であ

る。

三、近世史料取扱講習会

今年で一四回を迎える講習会は一

○月二一日から一週間にわたって行なう予定である。内容は別項を参照されたい。

四、近世史料の所在調査

各地方調査員の先生方の御協力に、これまで実施してきた、調査報告について整理を行なう予定である。

五、刊行物

1 所蔵史料目録 第一五集として常陸国土浦土屋家文書ほかを刊行する予定である。

2 所蔵民族資料図録 第二集として、日本篤生活用具Ⅱを刊行する予定である。内容は主として竹の民具九〇〇点を収録の予定。

3 研究紀要 本年度末に第二号を発行する予定である。

4 館報 本号に引続いて、本年度末に第八号を発行の予定である。

六、定例研究会 前年度に引続き進めている。(研究動向欄参照)今後隔月開催の予定である。

七、その他
以上の各事業のほか、研究者等の閲覧、複写、貸出など史料の利用に関するサービスを行なっている。

史料の貸付について

◇43・4・23～6・6 大阪市立博

物館 第三四回特別展(のれんと看板展) 看板等民具二八点

◇43・4・22～6・20 朝日新聞社「これが沖繩だ」展 藁算、木枕等沖繩の民具三四点

◇43・4・30～5・9 株式会社野沢屋 明治一〇〇年記念明治の文明開化展、看板、算盤、秤等民具五六点

◇43・6・6～6・17 武蔵野市西部公園緑地事務所 時に関する展覧会 時計類、等民具一二点

◇43・7・12～9・2 予定 朝日新聞社 未開をさぐる―自然と秘境―展 マニ石ほかチベット等の民具二四点

なおこの他、史料の閲覧については、本誌別稿を参照されたい。

○動 向
◇43・1・21～24 浅井研究員 岐阜県史編集会議出席のため

◇43・2・25～27 大野研究員 大阪府立大学ほかへ畿内における幕末、明治期経済構造のための調査

◇43・3・16～18 小和田館長 名古屋大学附属図書館へ出張

◇43・3・25～29 斎藤事務官 倉敷市役所等へ史料保存状況調査のため出張

研究動向

○総合研究

すでに前号でものべたが、引続き昨年度の総合研究「江戸幕府代官領の総合的研究」(代表者 鈴木寿、交付額五〇万円)に、当館研究員九名が分担者として、伊豆、山梨方面の現地調査などを行ない、本年三月に終了した。なお現地調査に際しては、関係各位から大変暖かい配慮と、ご指導を賜った。紙上をかりて厚く御礼を申上げる次第である。

○定例研究会

第二〇回 43・5・30 「おしらさま」について 中村俊亀智 出席者 一七名

(要旨) 本館所蔵の重要民俗資料「オシラ神」三三体のうち、二体には慶長四年正月の年号と、大日如来の真言等の梵字が墨書されている。またその他の二体には陽物を画いたといわれる一種の文様が画かれている。

オシラ神の起源については、これまで諸説があり、必ずしも明らかではないが、その起源、信仰は一元的に考える事は難かしいではなからうか。また慶長という特定の段階に一

定の型式をもった「オシラ神」が岩手を中心に流行をみたとうことの意味を改めて、考えるべきではなからうか。

なお、前述の通り今後隔月開催の予定なので多数の御参会を希望いたします。

人事異動

昭和四三年三月三十一日 木村 礼子 当館退職

昭和四三年四月一日 高橋美津代 当館勤務

昭和四三年四月一日 鈴木 寿 第一史料室長に昇任

昭和四三年四月一日 榎本 宗次 第二史料室長に昇任

昭和四三年四月一日 藤村潤一郎 第三史料室長に昇任

文部省史料館報 第七号

昭和四三年八月一日発行

編集・発行者 小和田武紀

東京部品川区豊町一ノ二六ノ一〇

文部省史料館

電話(三三九一〇六代)

印刷所 中村精巧印刷株式会社

東京都中央区入船町二ノ十五 電話(五五二〇)一四七